

川内原発1、2号機運転差止仮処分申立を却下した 鹿児島地方裁判所の不当決定に対し抗議する声明

- 1 2015年4月22日、鹿児島地方裁判所は九州電力川内原発1、2号機の運転差止仮処分申立を却下する不当決定を出した。この決定は、人権擁護の砦であるべき裁判所が、憲法上の人権である人格権が侵されようとしている危険な現実を抑止できないどころか、政府の原発推進政策に追従し、三権分立の原則に基づく重要な責務を放棄したに等しい。

福島第一原発事故による凄惨な被害を直視し、国民の安全を第一に考え、原発依存政策からの撤退を求める自由法曹団は、この不当決定に強く抗議する。九州電力及び政府に対しては、この決定によって原発の安全性が容認されたということでは決してないということを強調しておく。

- 2 川内原発1、2号機は、昨年7月に新規制基準に合格したとされ、その後、同年11月までの間に薩摩川内市長及び鹿児島県知事等の同意を取り付け、再稼働の危険が最も現実化している。

自由法曹団は、これまでも新規制基準は決して安全性基準ではないということを強調し、新規制基準に合格した原発の再稼働を進めるとする政府の原発推進政策に対し正面から反対し、警鐘を乱打してきた。

特に川内原発に関しては、川内原発の抱える巨大噴火対策、緊急時対応、避難計画等の具体的な問題点を示してきた（2014年5月19日付け「川内原発の再稼働に向けた動きに反対する決議」、2014年7月23日付け「川内原発の再稼働に反対する声明」、2014年11月7日付け「住民の意思を無視して鹿児島県薩摩川内市議会、同市長、鹿児島県議会及び同県知事が川内原発再稼働に同意したことに対し強く抗議する声明」）。

火山噴火の危険性については、昨年9月の御嶽山噴火が全く予知できなかったことをみれば明らかなおり、事前の噴火予知は不可能である。仮に異変を察知したとしても、噴火の規模を判断することは困難であり、原発を止めるか否かの判断をすることは事実上不可能である。さらには、予兆観測後に川内原発敷地内の使用済み核燃料を外部

に搬出するという事とも、搬送手段・搬送期間・搬送場所など具体的な策はなく、現実的に不可能である。

避難計画に関しては、実効性の乏しい机上の空論と言わざるを得ず、万が一の事態に住民の安全を確保することは不可能である。

- 3 新規制基準については、すでに本年4月14日の福井地方裁判所の高浜原発運転差止仮処分決定において、新規制基準は緩やかにすぎ、新規制基準に適合しても原発の安全性は確保されず、新規制基準自体が合理性を欠くものであると明確に判断されている。

しかし、本件決定は、新規制基準を「専門的知見を有する原子力規制委員会によって策定されたものであり」、「福島第一原発における事故の経験等をも考慮した最新の科学的知見及び安全目標に照らし、その内容に不合理な点は認められない」とした。また、基準地震動については、過去10年で想定を超える地震が発生しているが、原因とされる地域的な特性を考慮できるようにその手法は高度化されているから、「基準地震動超過地震の存在が新規制基準の不合理性を直ちに基礎付けるものではない」とした。

そのうえで、電力会社による地震対策や火山対策についての新規制基準適合性にも合理性があるとした。また避難計画についても一応の合理性、実効性を備えていると判断した。

本決定は、原発が我が国に壊滅的な被害をもたらす可能性を内在する本質的に危険なものであるという事実から目を背け、福島第一原発事故再来のリスクを自ら招くものである。そして、原発に依存しない社会を築いていこうとする多くの住民の意見を無視し、住民の命や生活の安全をないがしろにするものであると言わざるを得ない。

- 4 自由法曹団は、原発政策からの早期撤退を求める立場から、福島第一原発の事故による凄惨な現実を顧みず住民の命や生活の安全を無視する不当な本決定に強く抗議する。

2015年4月24日

自由法曹団 団長 荒井 新 二